農務関係部課長会議　会議録

１　日　時　令和元年８月１９日（月）午後１時３０分から午後３時３０分

２　会　場　愛知県自治センター４階　大会議室

３　当番市　犬山市

４　出席者　県・・・農林振興課　農地管理Ｇ　課長補佐　内藤　昭雄氏
　　農業経営課　農業金融・経営支援Ｇ　課長補佐　澤田　昌典氏
　　市・・・名古屋市　緑政土木局都市農業課長　山中　孝浩氏　始め３５名
　　市長会事務局・・・財政係長　園田　一樹氏　始め２名

５　内容
① 開　　会　市長会事務局　園田財政係長
② あいさつ　県　農林振興課　農地管理Ｇ　課長補佐　内藤　昭雄氏
③ 議長選出　犬山市　産業課長　武内　雅洋氏
④ 議題
議題１
（犬山市提出）
農振除外申出者に違反転用農地があった場合の対処について
（犬山市要旨説明）
造園業をしている方から、農振除外で分家の申し出があり、その際、申出地や所有地に違反転用があった場合、違反転用地を是正してから農振除外の申し出をするよう指導している。他市ではどのように指導されているか教えていただきたい。
（議長）
各市の状況について資料１にまとめてある通りだが、補足説明を各市（名古屋市、碧南市、蒲郡市、小牧市、新城市）へ求める。
（名古屋市）※議長よりやむを得ない場合について説明補足を依頼
やむを得ない事情とは、受け手の方が既に住宅などを作ってしまっている場合などでは、それを壊して更地に戻せといった指導はせず、手続きを遂行するケースはあった。
（碧南市）
近年事例は無いが、受理を拒むことはできない、違反転用があれば是正しなければ農振許可が見込めない旨を説明し是正を求めている。
（蒲郡市）
犬山市と同様。農振法第 13 号第 2 項第 1 号で信用が認められないという点

で指導している。
（小牧市）
　申出地が違反転用の場合は、事前に違反転用状態を是正してから除外の受付を行っている。是正は土が見える状態までするよう指導。例えば、建物があれば建物撤去、資材があれば資材の撤去となる。申出者の所有農地に違反転用がある場合は口頭による指導はするが、建物の撤去とまでは受付の条件としてはいない。
（新城市）
　資材置場として使用していた場所の除外転用の事例があったが、除外の見込みがあったため農転で始末書付けで許可をした。申出地で違反があった場合は是正を依頼する。申出地でない所有地で違反があった場合は、是正をしないと受付しないとまでは言っていないが、是正するよう指導し了解を受けた上で受付をしている。
（犬山市）
　県内状況でも対応にばらつきがあるのが見受けられる。ばらつきがあるような状況からもある一定の方向性を県からも示してもらえると助かる。
（議長）
　犬山市の発言を受けて、農地転用の許可権者である愛知県に、一定の判断基準を示してもらうよう市長会から要望を出すことに異議はないか。
（全体）
　異議なし
（事務局）
　要望を出すなどこれまでにあまりないが改めて確認はさせていただきたい。文案などは議長市と調整して行ってよいか。
（全体）
　異議なし
（愛知県）
　農振法と農地法が一緒くたになっているのではないか。
　始めに農振法の話をする。
　個別の申し出による農振農用地からの除外については、農振法 13 条の 1 項にある。経済状況の推移等によって市町村が除外を行っている。
　除外については、市町村のマスタープラン・青写真によるものでどのような条件を付けていただいてもよい。ただし、公平性と透明性の要望を満たす必要がある。その上で、農振法 13 条 2 項において、農地転用の許可見込が必要となる。これは、法定要件であり、あえて農振除外の条件にするべきでない。
　次に農地法の話をする。
　農地転用の許可見込になる信用とは、転用が完結できる信頼性となる。農地法での信用は、農地を農地以外にすることについての信用となることから、他の場所で違反転用しているからといって信用が無いとは言えないため、許可を

している。
　各市の回答を見ると、農地法上の許可見込が無いと解釈し許可できないと解釈されているものが見受けられるが、今回の案件については、信用が無いとは言えないため農地法も許可できる。
　結論を述べる。
　他の事例でも同じ扱いをしているという公平性、その除外の条件を公表できるという透明性が担保されるという自信があるなら、市として、他に違反転用がある場合は農振除外を認めないと言うことはできる。ただし、転用は認められるため、農地法は根拠とならない。
（岡崎市）
　例えば、申出地自体の違反であれば農地法許可見込が無いため是正しないといけないが、申出地以外での違反転用であれば事情が変わるということか。
（愛知県）
　申出地以外での違反転用があった場合、市として是正をしないと農振除外を認めないと貫くことはできるが、公平性・透明性が必要。
（知多市）
　市独自の判断ではばらつきがあることになるが、県として是正、指導することは無いか。
（愛知県）
　その通り。農地法の法定要件上認められるのに農振除外は認められないというケースがあると思うが、それに対して県として駄目だと言うことは無い。市町村の判断で除外を認めないのであれば、それを貫き通してもらえば良い。
（知多市）
　市町によって差があったときにそれは何故ということに行き着いてしまう。そのため、そのようなことが無いように指針を示して欲しいというのが議題の趣旨でないかと思うが県としては示すことができないのか。
（愛知県）
　示すことはできない。法律を飛び越えて言うことはできないと考える。
（知多市）
　技術的助言というような形ではできないか。
（愛知県）
　具体的な事例によってはできるかもしれない。
（議長）
　農振法、農地法が別であることは理解できるが、窓口に来る行政書士などは市町枠を越えて相談にくる。農振について市ではこうだと言いきれればよいが、その都度県担当者へ相談しながら進めている。担当によっても判断が違う時があり窓口担当が困ることになる。そのような時に指針があると助かる。
　また、市長会事務局と相談しどのように出すか一任いただければと思う。
（事務局）

部課長会議において市長会から要望を出すという話になっているが、県の担当部局に要望を出して回答をすぐ出せる内容でないと感じている。県市懇談会があり、そのようなタイミングの議題としてあげてはどうか。

(議長)

二度手間ではないか。

(事務局)

要望書を出すことは調整で可能だが、部課長会議で出た意見をまとめ市長会として要望書を出すということが可能か事務局で確認したい。

可能であれば当番市と調整の上、県の担当部署へ何らか要請していくということでどうか。

(刈谷市)

農地法と農振法は許可権者自体が違うのに一緒に考えることがおかしいのではないか。また、県が市の計画に対して、法定要件を超えて意見を言うことはできないと思う。市が公平性・透明性を確保した上で農振除外に条件をつけることは良いが、農地法を独自に解釈して農振除外しないということは間違い。

そのため、市独自ルールを県の統一見解でばらつきをなくすよう市長会から提案すること自体に無理があり、更に、透明性・公平性を確保し独自ルールとしてやっている市町ルールの破棄につながり、今後の公平性に支障をきたすことになると思う。

(事務局)

県から統一見解を示されたら、今まで市独自ルールでやっていたものが従わないといけなくなり、その前後で何故判断が違うか問われたときに、裁判で負けることになりかねないのではと思う。そのようなことも含め、この場で皆さんが合意されているかを改めて確認させてもらいたい。

※挙手賛成（岡崎市、小牧市）

(岡崎市)

県として、このようなケースはこう解釈した方が良いという統一見解であって、各市町村の事由を無視して従いなさいというものではないということで良いか。

(愛知県)

イメージができない。農振法 13 条 2 項に合致していなければ同意はできない。この 13 条 2 項の解釈について申し述べるのは構わない。今言っているのは、市町村が判断している領域に私たちが入ろうとしているのではと感じる。何かイメージがあれば出せる出せないを言える。

(岡崎市)

農振法の各市町特有の事情を否定する気は無いという解釈でよいか。あくまでも市町の事情を踏まえた上で、このようなケースであればこのようにした方が良いというような回答がでてくるという解釈でよいか。

(愛知県)

例えば、犬山市が農振除外でやっていることを県は否定しない。市が頑張って農地を保全するため、住民に対してやってきたものを、県の一言で潰してしまうため失礼なことだと思う。また、回答を出したらそれで困る市町が出てきてしまうと思う。

（議長）

市独自ルールとしてどこの市町もしっかりやっていると思う。個別案件ごとに県に同意をもらう際に担当によってばらつきがあり苦慮している。

（愛知県）

担当者によって同意の基準が違うのであれば本庁に連絡が欲しい。バラバラなのは問題。解釈がそれぞれ違うと市町が困る。

（事務局）

少なくとも全会一致で要望を出すことが決まらないと、市長会から県へ要望することを検討するのが難しい。県に同意をもらう際に、担当によって同意の基準が違っているという問題が根底にある点については確認してもらった。もしそのような状況があれば県の本庁に連絡し指導いただける。現段階では、市長会から県へ要望を出すことはしないということで決定してよいか。

（全体）

異議なし

議題２

（江南市提出）

農業次世代人材投資資金（経営開始型）の予算措置要望について

（江南市要旨説明）

江南市農業振興アクションプランを制定した。その取組の一つとして新規就農者の支援、農業法人の育成誘致を掲げている。特に新規就農者確保に力を入れている。今年度４名新規就農者として支援予定していたが、国予算削減を受け愛知県として新規就農者 50 名のうち 10 名のみ配分されたと聞いている。江南市４名には配分無しとなったため、6 月に新規就農者に説明したが、1 名は離農、3 名は初期投資に借金を抱えその担保にこの支援金を考えていたことから不安を抱えて農業に従事していくような状況。このような状況の中で、各市においてどのような対策を検討されているか教えていただきたく提案した。

（犬山市）

回答にはいろいろ犬山市独自の施策を記述しているが、犬山市でも新規就農者分が決まっていない状況で、どのように新規就農者を支援していこうか困っている状況。

（議長）

犬山市、岩倉市、長久手市が独自の施策を回答している。

新規就農者への支援策というと全国農業会議所が発行している冊子で、自治体等による新規就農者支援情報（全国版）があるのでそちらを参考にしていた

だきたい。全国の市町村農務担当課へ送付されている。
（豊田市）
まだスタートラインに立っていないため、引き続き国県へ追加措置を要望していかないといけないと考えている。豊田市独自の研修機関の研修生について、桃梨の産地維持のために、農ライフ創生センターで講座を今年度開講している。そして準備型で要望したが今年度はつかなかった。そのため経営開始型へ移行した際に、この部分について市として独自の支援ができないか検討している。
（知多市）
稲沢市の回答にある当該資金の市単独交付とあるが、このようなことができるか知多事務所農政課に確認したところ内示を受けていない支援金に対して市単独で交付はできないと聞いたがどうか。（※稲沢市欠席を確認）
（愛知県）
国の予算配分の関係で、継続者については全て予算配分しているが、新規採択者に対してはほとんど配分ができていない状況。おそらく稲沢市は今年度予算がつかなかったら市単独で予算措置するのではないかと思う。岐阜県飛騨市が市単独で予算を組む情報もあることからそのように推測する。
（江南市）
国、愛知県に対し、農業次世代人材投資資金経営開始型の予算措置における今年度予算の追加交付と来年度の予算措置について、市長会から要望を出していただきたいと考えるがいかがか。
（事務局）
部課長会議での全会一致で要望を出すのは難しい内容と考える。県の予算措置の問題となるので、県市懇談会で取り上げる議題と考える。そのようなことを踏まえた上で、全会一致かどうか確認していただきたい。全会一致だからといってこの会ですぐに要望書を出せるかは難しい。
（高浜市）
議題は、どのような支援を検討しているかという内容なのに、要望することに議論が変わっており疑問を感じる。議題の中で要望を踏まえた上で回答を願いますとあればと思うが、今この場で要望をするかどうか判断することは保留したい。
（事務局）
この会自体は、県にはオブザーバーで出席してもらっている。あくまでも各市の情報交換、意見交換、他市でどのような取り組みをしているかなどを情報共有し自分の市で活かしていくことが会の目的であり、県への要望は想定していない。
（議長）
市の独自の支援策は先ほど申し上げた冊子に掲載されていたこともあり、議題として議論がしにくい部分があると事前に事務局へは相談していた。この新

規就農者支援については来年度においても厳しい状況が考えられる。いくつかの市が予算配分されず困っている状況で、これがきっかけで農業を始めようと考えている人の足枷になってしまっては元も子もないという思いからこのような議論になったと思う。

(事務局)

国の予算が削減された状況を踏まえ、何か新たな支援策を検討している市があれば情報交換してもらいたいということで議題とさせてもらった。

(議長)

要望はしないということで良いか。

(事務局)

今年度の予算措置が得られない状況が分かった段階で、岐阜県の市長会から東海市長会議へ緊急的に国への要望を挙げた経緯があり、6 月 12 日に全国市長会議に議案が提出されている。第 4 号議案都市基盤生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について議案で 27 項目に追加されている。

全国市長会の決議をもって今年度、来年度予算措置について国各省庁へ要望している。

(議長)

同じ内容のものが全国市長会から国へ要望されているのであれば要望しない。

(愛知県)

新規採択者で困っているのは 19 市となる。平成 30 年度までは国が 100%付けていたが、平成 31 年度は 2 割減となっており、3 億 6 千万円の実績に対して内示が 3 億 2 千万だったため予算が不足することは予測できた。

愛知県農業水産局長から農林水産省経営局長へ 5 月 15 日に約 1 億円の追加予算配分の要求をしている。7 月 8 日には東海農政局、7 月 17 日に再度農林水産省へ要請をしている。あわせて予算の執行残を確認し限られた予算の有効活用と国への予算の要請をしていきたいと考えている。

今後、予算執行残を随時執行見込み調査で把握しながらポイント制で高い人へ配分していきたいと考えている。

国が保留している予算 1%（約 2 億円）を 47 都道府県で割ると 2 人程度の採択しかできない状況であるため、これだけ予算が不足していると国に対して追加配分をお願いしていく。国が責任もって補正なり予算措置してもらわないと困るので、関係市においては予算不足の折の事業実施に協力をお願いしたい。

(知多市)

新規就農者で予算が未配分であった方に対し、先程話のあった市独自で今年度分を配分するという取扱いを行った場合、来年度以降、その方は継続扱いとなるのか。

(愛知県)

継続という取扱いではなく新規となる。今年度は市の事業で補助を受けて、来年度は国にエントリーとなる。この制度のルールは、就農から5年間もらえるとなっている。例えば就農して1年経過すると4年、2年経過すると3年となる。そのような点から1年目市でやると国は4年となる。いずれにしても実施する際には、国に確認してからが良いと思う。

⑤ 次回当番市の決定

常滑市

⑥ 閉　会